



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	シンポジウム報告に対するコメント・討論(1993年度秋季大会シンポジウム「新農政と北海道農業」)
Author(s)	三島, 徳三; 佐久間, 衛; 吉田, 英雄
Citation	北海道農業経済研究, 3(2), 39-53
Issue Date	1994-04-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62938
Type	journal article
File Information	KJ00009064900.pdf



シンポジウム報告に対するコメント・討論

1 コメンテーターからのコメント

【コメント1】 三島徳三（北海道大学農学部）

今回の4報告は非常に関連が強いので、第3、第4報告とそれに関連することを中心に問題を提起したいと思います。

まず、1点目は、新農政における情勢分析と政策方向の問題であります。今日ご報告されました北海道のビジョンは昨年6月に出された新農政を下敷きに行っていることは明瞭です。その新農政が問題になったのは一昨年くらい前からですが、その時の日本農業の置かれた状況と今日の状況とではいくつかの点で大きな変化が生じてきています。例えば、農産物市場の面では構造的過剰の事態が続いて来たのですが、ご承知の通り、昨年ぐらゐから米不足が発生し、今年は大凶作になりました。野菜の労働力不足とともに、輸入がかなり増えて来ている。また畑作物につきましても、最近では不足問題が出てきている。そのように新農政が出る背景にあった構造的過剰局面が、私の表現では構造的不足と呼んでおりますが、不足の事態に向かっているといえます。それから2つ目には不況の深刻化、長期化ということで、これは景気は速やかに回復して、工業或いはサービス業において雇用が拡大するだろうという見通しが崩れてきているということです。その中で雇用場として農業の見直しが出ています。その他色々な状況変化がありますが、その中で新農政が打ち出す様な大規模化だけで果たして日本農業の展望が語れるのであろうか、そういう問題があります。

新農政では、大規模な個別経営体と組織経営体で日本の稲作の8割を担わせようとし、その反面で約9割の農家が切り捨ててのわけですが、そういうことで先程の様な情勢変化に対応できるのかという問題があります。また大規模化をなぜ進めるかと言うと内外価格差を是正するためで、その為にコストを引き下げようというわけですが北竜町の報告にもありましたようにコストのうち45%が固定的経費であって、これはいかに頑張っても減らすことができない。もしくは残りの55%の引き下げが問題になって来ますが、その多くを占めているのは資材費であり、その資材費が国際的な割高の中にあります。例えば機械価格は3倍ぐらゐの開きがあり、その問題を何とかしないことにはいくら農家が頑張ってもコスト引き下げはできない状況にあり、そういう問題の中で果たして大規模化を推し進めるだけでいいのだろうかという疑問があります。それから大きな2点目は、規制緩和と制度の見直しの問題です。これは新農政でもいっておりますし、今日ご発表されました北海道のビジョン原案にもそれに関連した表現がありますが、コスト低減の障害となっているような規制は緩和すべきだといっております。例えば融資政策においては、大型機械或いは施設をセットにしないことには融資をしないといった規制がありますが、そういった規制などは緩和して、いろんな経営体の圃場整備や施設等の融資をするような規制緩和は必要です。しかしながら現行の規制には、日本の農業・農家の状態に即した、そういう意味では規制によって日本農業が守られているという面も少なからずあります。それから制度の面では、農地法或いは食糧法に代表されるような制度、或い

は農協法といった制度、或いは今年特に活躍したところの農業共済制度、そういったものが日本農業を守っているという面がある。むしろ国際的な動きの中では日本型の制度をむしろ積極的に見直しをする状況にあると思います。見直しという言葉の点には、制度をなくすという意見が多いけれども、むしろ積極的に見直すことが必要であると思います。

それから3点目は法人化の問題です。これは市川さんのご報告にもありましたし具体的な例としては坂本さんの報告にもありましたけれども、いわゆる規制緩和の一環として農業生産法人の要件の緩和を進めていく動きがあるわけです。例えば事業用件を、単に農業生産だけではなく関連事業、具体的に例記されているものでは加工とか或いは保管事業、それから卸小売り事業、その中には例えば米穀類の小売りというそういう例もあります。例えば大潟村では一部の農家で集荷をやって産地の精米所をつくって米直販をおこなっている。例えば農業生産の法人化の事業としてそういうことが堂々で行われるようになる。そういうことが進んで来た場合、現在の農協が行っている所の色々な事業の有力な競争相手になります。勿論農協自体、保護政策の中で安住してきた点もありますが、しかしながらこれらの規制を緩和することによって例えば十勝の例にもありましたけれど総合商社を含めて参入してくることになりましたらその影響は相当なものになる。そういう点では農業生産法人の要件緩和についてもっと議論をして慎重な対応が行われなければならない。

4点目は、第1報告にもあります長期的展望に立った食糧・農業政策の推進についてです。具体的には自給率の向上を基本とした作物別自給計画や中長期的な政策・政府支持価格・目標価格の明示ということがいわれています。それはその通りですが隣の韓国では農政の抜本的な再検討の中で、3年とか5年先を見越したところの予示制度を取

り入れ、長期的な自給目標を持ってこれだけの量を必ず生産し政府が必ず買い入れをする。また、その間の価格はこれは絶対守るといった制度が打ち出されているわけですが、そういったことを参考にしながら日本も積極的な長期目標を作っていく時期にきていると思います。特に大事なことは価格政策を拡充していくことだと思います。新農政においても需給事情を反映した価格といっている訳ですが、現状の需給状況では冒頭にも申しましたが、不足基調のなかで価格の引き上げということがこれから政策目標として追求されなくてはならない状況になります。麻田報告ではいくつかの経営類型を打ち出しておりますが、例えば水稲単作経営、経営規模が24haでその所得が1,480万円ですが、これはたぶん基礎データは1俵当たり16,000円、それから反収8俵、所得率50%ですね。しかしながらここで、その前提にあるところの米価水準が仮りに10%下がると、私の試算ではだいたい所得が300万円位落ちます。これは経費が簡単に削減できないという前提で考え試算している訳ですが、そのように価格が下がるということは所得目標の実現には大変なマイナスの影響があるわけでありまして、そういう点からも価格は引き上げの方向で3年ないし5年という期間については絶対守って行くといった目標を政策としても打ち出す必要があるのではないかと考えております。

以上まとまっておりますがコメントとしますが、もう1点だけ戸田報告について気になった所があります。食糧について政府米の比率は3割程で、あと残りは自由に販売させて欲しいということがありました。これは7割を自由米にするということですが、今のように政府米の価格体系が順ザヤになっている状況のなかでは政府米の集荷が全然進まなくなる。今年もかなり行政的な力でもって集荷賞としていますが、順ザヤ体系の中でいわゆる自由米を増やすことは国内流通がメチャクチャになる恐れがあるので、その点についてはどうか

なと思いました。

**【コメント2】 佐久間衛（専修大学北海道
短期大学）**

坂本さんの報告についてコメントしますが、坂本さんの報告は実態の報告でございますので、特に問題の提起はないのでありますが、私どもが全然考えていなかったショッキングな話でした。大手スーパーと商社が提携し雇道を進めるという、そういうものが出てきた背景みたいなことについて、私なりに整理してコメントしてみたいと思います。

従来、青果物の流通においては産地商人と農協との対抗関係があちこちであったわけですが、今回報告にあったような現状は、これとはまったく質的に異なっておりまして、非常にスケールが大きく彼らが扱っているのは、輸入物をふくめて年間を通じてスーパーに供給するという、そういう従来の常識の枠を越えた発想をもっています。そこで十勝、あるいは北海道の、野菜生産にとっての、現在の状況の背景について、青果物流通全体の画期を追いながらその必然性みたいなものを考えて見たいと思います。

高度成長が進み昭和40年代に入りますと国はまず中央卸売市場の整備を始めまして、全国主要都市に中央卸売市場が出来てきます。そうなりますと市場側は大量・均質である大量出荷を要請するわけですが、産地商人に比べますと農協のパワーの方がとりあえずは強かった。従来の野菜の産地商人というのは、投機のあるなかで彼らは存立するわけですし、またそういう投機の中で農協共販は農協としては非常にやりづかった訳ですが、市場側のニーズとしての大量、継続、規格の統一を求められると、逆に零細な産地商人では対応できなくて没落してゆく。同時に卸売市場が

出来たことによって大きい消費地問屋は伸張するがその他の小さな消費地問屋は後退を余儀なくされる。

第2期、昭和50年代に入りましてスーパーがどんどんシェアを伸ばしまして、青果物の取引に占める比率は60%ぐらいになりました。しかもその中で卸売市場では、スーパーは普通10時に店を開くわけですからそれまでに準備しておかなければならないということになります。そうすると、セリを待っていたのでは間に合わないということになり、先取り取引、或いは予約相対取引が出てきて、市場によっては今日では7割が相対で、セリにかかるのは僅か3割にすぎない状況にあります。卸売り市場が誕生した背景のそもそものは、零細な小売業と零細な生産者、それを結び付けるものとして存在したわけですね。その辺の状況が段々崩れてきたわけです。平成に入りますと、今申し上げましたように先取り取引の弊害、或いはスーパー自体もバブルがはじけて不況になって産直を積極的に進めようという動きがでてきています。スーパーとつながった中卸がある程度保存の効くものは産直を強化して中間の流通コストを削減しようという動きがでてきました。その結果産地との結び付きが強まってきたわけです。元々日本のスーパーというのは総合商社と結び付いて人材・資金面で一体となってやってきた経緯があります。流通面においてもそうですね。その末端に道内資本の青果会社があるわけです。今日ではスーパーが産直傾向を強めているものですから、荷受会社は産地からとスーパーからの両方からの圧力により、非常に苦しい状況に追いやられています。一般消費におきまして10年くらい前まではスーパーがいくら頑張っても大手メーカーに対抗できないといわれていたのですが、今日ではそういった大手スーパーが問屋・メーカーを選別している。メーカーに対する対抗力が強まっている。青果物市場においても支配力が強まっている。アメリカにお

いても戦後スーパーが成熟してくると卸売り市場が崩壊してくる。日本の卸売市場もそういった方向に進むのではないかという危惧があるわけです。また外食産業の発展等によって今変革を迫られている。従って従来、卸売市場中心の流通を頭において共販の理論を考えてきたわけですが、今日ジョイントベンチャー等の企業が大量に出てきているので今までの考え方を改めねばならないと思います。対応策をこれから模索しなくてはならない段階であると思いますが、小売業の主体がスーパーに移ってきているわけですから農協としても卸売市場流通だけではなく市場外流通も検討してみるべきでしょう。具体的には農協が生産部会活動を活生化し、生産指導を媒介として農家をきちんと掌握しなければなりません。また場合によっては流通施設の改善もしなくてはならないと思います。しかし今の農協の力量ではたして勝てるのかどうか難しいところです。坂本さんに聞いた話では、厚真町では町が土地を提供し、農協が構造改善事業で整備し、運用は商系に任せる。千歳町農協においてはブロッコリーの真空予冷まで農協がやって、その後段ボール詰めと東京・関西のスーパーに配送するのは商系に任せるということがありました。今後の課題といたしましては、農協とジョイントベンチャーがどのように分担したらよいか。少なくともいえることは、農協側が経済的に自立していて、経済的な従属をしないことが1つのポイントとなると思います。

簡単でございますが、これで私のコメントを終わります。

【コメント3】 吉田英雄（農林水産省北海道農業試験場）

市川さんの報告についてコメントさせていただきます。今日の統一テーマであります新農政と北

海道農業、それに関わらせての北海道の生産法人の問題について考えるということで、私自身生産法人の専門家ではございませんけれども3点ほどコメントさせていただきます。

新農政の中での生産法人の位置づけは、特に担い手としての機能をクローズアップされております。その中でも直接の生産の担い手の問題と地域のリーダーとしての担い手という2点を持っていたかと思います。そういった場合、府県の生産法人・営農集団では、在村して兼業する農家、在村する高齢農家の土地を面的に集積してそれをいかに効率的に生産して行くのか、コストの安い方向に持って行くのか、その担い手として生産法人、これがかなりクローズアップされていると思います。市川報告の中にもありましたように、農事組合法人であるとか比較的構成戸数の多い法人が多いかと思います。それに比べて特に北海道では、家族経営を法人化するということに対応するタイプが多いかと思います。併せて考えますと、北海道の農家の実態というのは農地の移動という点では究極的には農地の売買でありその農村・集落から離れていくケースが多かったわけですが、府県ではとどまる形態が一般的であります。特に府県の生産法人と北海道の生産法人では、生産を担うということと地域を担うということがどういう整合性を持つのか、これが問題となるころだと思います。市川報告にありましたが、家族経営を頭におきながらそれが有限法人であれ法人化する側面、一方では更に規模の大きい法人をにらみながら、またコントラクターをも配置しながらということをイメージしていますが、北海道の場合在村農家が減らざるを得ない側面をはらみながら地域を保全する機能を生産法人に担わせようとする場合どういう考え方をしたらいいのか、それがコメントの1つであります。

それに関連して、2点目は特に麻田報告の中で抽象的に述べられていますが、新農政の2つの法

律が成立しましたが、一方の特定農山村について問題があります。それについてはまだ、なかなか具体的な問題が見えてこないわけですが、特に北海道は特定農山村に110幾つかの町村が指定されていたかと思います。そういう地域では農家が急速に減少していく。地域を維持していくという点で難しい問題を抱えています。例として白滝村を出されましたが、そういった厳しい地域では今後生産法人がどういう形で機能していくか説明していただければと思います。

それから最後に、生産法人制度と実態とのかみ合いの問題があるのだらうと思われます。少なくとも農地に即して、例えば生前贈与とか、相続の問題を見ていくとき、家族経営のタイプを中心として行われていた生前贈与・相続は生産法人に移行した場合、そういったものが法制上どういうふうに整理しなくてはいけないかが今後の大きな問題となってくるのだらうと思われます。現在の段階でどう整備された条件があるかという、我々はつかみにくいわけですが、それに関しましてもここに出席した方々から色々な具体例、意見等を挙げていただければと思います。その種の問題は今後具体的に詰めていかななくてはなりません。というのは、特に北海道は法制度・政策に関しましても、若干逸脱する、或いはかなり運用（の工夫）という面で乗り切ってきた経緯があります。法制度に抵触する面ではかなり具体的な側面から問題として取り上げ、これを法制度上の改善という形で引っ張っていかなくてはならない。そうしますと生産法人の数が増えたといっても、かなりの部分が解体していくという問題を抱えていまして、新農政でテコ入れするといっても必ずしも文面通りに受け取れないという感じがいたします。そういった意味からも我々自身も積極的に問題を摘出する努力をする必要があるかと感じています。

以上3点が不十分ではありますがコメントです。

2 討 論

〔太田原座長〕コメントとその他にフロアから質問が幾つか出されています。それではまず、報告者の方にコメンターの方から出された質問にお答えしていただくことから始めたいと思います。最初に麻田さんには三島さんから何点か質問が出されています。麻田さんというよりは、農水省の新農政に対するコメントと思われますので、情勢認識・規制緩和あるいは長期の特に価格水準・所得目標額、このような問題について三島さんが指摘された新農政プランの問題点についてお答えいただければと思います。

〔麻 田〕三島先生から何点か指摘していただきましたけれど、基本的には国の政策・制度に関わってくる話なんです。国の新農政が出て今の状況は、先生がおっしゃる通り、本当に国が描いた生産構造が可能なのかどうかにつきまして、生産の過剰と不足という面からいいますと、米につきましては緩和3年目でありますけれども、緩和1年目の時から基本的に緩和はしたけれども米を作る人がいない。計画が半分ぐらいしか達成しない状況にあります。ただし、北海道は達成している。それはまさしく、農業構造が生産を担っていける農業構造になっていないのではないかと。国に対して我々はそう主張し、大幅な規制緩和を求めてきた経過があります。そういう面では、北海道は基本的にはもう計画生産を抜きにして考えていこうという方向です。あと、規模の面からいいますと規模拡大というのがあたかもコスト削減、所得拡大に必ず結びつくんだといった神話みたいなもの、これはやはり我々が反省すべき点としてあったのではないかとことを考えます。そういう意味から報告では、実際に小規模でも非常に大きな所得を獲得している経営の事例を数多く集めて、そこから小規模なものの経営展望として試算してきた

わけなんです。市町村なんかは今後認定農家ということで農地流動化を中心として政策を集中してくる。その時の経営の姿として小規模であっても意欲さえあれば認定農家として認めていかなければ農業生産の担い手確保は出来ないだろうと考えました。そういう意味で我々は試算例を参考に市町村等で認定農家の考え方を整理していただければと思っています。

それからコストの引き下げと価格の改訂ですが、実は平成3年の米価を、16,000円程度で試算しています。今、政府米の水準がまあ16,000円で、きららが自主流通米で、19,000円～20,000円というところになっています。今後の価格をどう見るかというのは非常に難しいのですけれど、少なくとも今の政府米の支持価格の水準を守っていかなければ農家が農業をやる気がなくなっていくのではないかと考えています。

それから長期的な需給の問題については、農水省は新農政プランで自給率をできるだけ今の水準に維持するということで非常に消極的な姿勢をとっています。私は少なくとも国が農政の方向を出すのであれば自給率・価格目標をきちんと出すべきだと思います。それが農政の基本になるのではないかと。価格の目標を下げるのなら下げるでどこまで下げるのか。維持するなら維持する。そこをきちっと示して、農家の判断に委ねなければ、農業の魅力が無くなるのではないかと考えます。ただ将来に漠然とした不安だけがつきまとうのではないかと。これについてはぜひ農経学会の先生方に、論点として今後も注意していただきたい点であると思います。

〔太田原座長〕ありがとうございました。大変重要なことでして、その点につきましてはいずれフロアの中からも出てくるかと思っています。吉田さんの報告は、生産現場を踏まえ新農政の空想性を鋭く批判しておりました。その点では三島さんか

らも全面的な支持があったように思われます。吉田さんの報告には三島さんのほうから質問という形で、規制は必要最小限にして残りは自由販売という発言がありましたが、吉田さんのような積極的に稲作を担っていく人達にとって今後積極的・意欲的に農業に取り組む場合に、食管制度がどこまで桎梏になるのか。また、食管制度を全部守るつもりがあるのか。この辺りはおそらく今、国民が聞いたがっていることだと思います。規制緩和の話も出ていましたけれども、逆にいえば生産者側から求める規制緩和とは何か。そういう問題になってくると思いますが、その辺りについて吉田さんに胸の内を話していただきたいと思います。

〔吉田（勉）〕非常に危険な発言ですけど（笑）。難しい問題なんですが、私が作っているのはもち米ばかりです。これは空知管内で各農協がばらばらに作っていたものを、生食用のもち米の団地を作ろうということで集約しましてそれをたまたまその時私達がやったという経緯です。ご承知の通りもち米というのは全量自主流通米であります。自主流通米として扱われていますので、価格については需給情勢がものすごくストレートに出てくる場合が多いわけです。それでまあ、昭和61年の結果についていろいろ説明を受けまして昭和62年から取り組んだわけです。昭和61年でおおよそ自主流通米の価格が、農家手取り価格で21,000円ぐらいいまで上がっていました。当時は一番いい状態にあったと思います。まあ、マル自のうちに18,000円ぐらいいだったと思うのですけれど。昭和62年におおよそ20,000円となり、昭和63年あたりから過剰傾向になり下がり始めまして、平成元年、2年あたりでは16,000円ぐらいいまで農家手取り価格が下がってきています。他用途米との絡みもあるわけですけど平均的な手取り価格が下がってきている。平成4年からまた上がりまして、今年の米につき

ましては22,000円ぐらいです。自由米とは全く違いますけど、自主流通させるだけでもやはり価格というものはそれぐらい反映されるものです。

食糧管理制度自体については、いったい何を管理しているのかなと思います。このことは難しいのですが、米についていいますと、1つは価格の管理、それから物の管理、これは検査ですとか保管です。それともう1つは流れの管理でないかなと思うのです。これは集荷・卸・小売に関しての細かい部分についての管理であります。そして、現在はその管理の中の価格の管理ですとか流れの管理の一部分を緩めた。つまり、政府米を100%とすれば、自主流通米は50%ぐらいまで緩める世界ではないかなと考えています。それで、この管理の中でやはり価格、先程もいいましたが小売価格（消費者価格）に反映させるためには流れの管理の部分で、やっぱりもっと緩和をしていかなければならないのではないかな。したがって、物の管理とか価格の管理については、ある程度今の50%ぐらいの緩和でいいのかなと思っています。ただ、流れの管理については今ではほとんど自由に流れていますけれども、もっと自由に流すことによって整然とした流れになるような気がします。そういった意味で、備蓄の問題もありますのでそれを考慮して70%ぐらいは流れを自由にしても、そんなにめっちゃめっちゃに価格に影響するということにはならないと思います。30%管理されれば、過剰と不足の時には、全体の価格にはすごい影響力を持ってくると思います。まあ今回ももち米がタイから入ると聞いただけでびたっと値段が止まってしまいました。実際に入ってくるのは11月の初旬なのですから。先に来るのがうるちで、後からもち米が来るそうですが、ちょっとやられたかなという感じです。くず米の価格がもろに影響を受けるので、その辺については我々がもっと組織的に的確に対応しなくてはならない。需要と供給で価格が決まるのではなく、先物取引や投機の

材料に米が持っていかれては大変なことになると思います。しかし相対の取引の世界では、ある程度は双方とも常識の範囲でコントロールできるものがあるかも知れないという、希望的な観測を持ちながら7割ぐらいは流れを自由にして、その方が消費者価格は下がると思います。

[太田原座長] はい、ありがとうございました。この件につきましても多分三島さんから幾つか質問があるんじゃないかと思うのですが、ここは先に進みまして、佐久間先生は、坂本さんの報告を大変ショッキングに受け止めておられるようですが、これまでの青果物の流通の歩んできた道を振り返ると起こるべきことが起きている。そういうことを坂本報告をご専門の立場から補強していただいたというコメントだったと思います。問題は、これまでの青果物の流通を担ってきたのは系統農協ですが、坂本さんの報告では商系の動きについて幾つか出されましたが、さしあたり、佐久間先生のコメントに答える形で農協としてはこのような状況にどう対応すべきなのかといった点をもう少し具体的に話していただきたいと思います。

[坂 本] 農協とジョイント・ベンチャーとの関係ですが、まずいくつかのケースを考えて、農協は一切タッチしない、ジョイント・ベンチャーは農協とは一切関係させないで直接農家のどこに入っていっても構わないというそういうケースを想定いたしました。これからコントラクターに登場して欲しいであるとか、いろいろな地域の支援作りということが大きな課題になってくると思います。実際は肝心の野菜作りにおいても各地で虫喰い状態になっているんです。そういった意味で最も戦略的な作物、野菜についてさえ農協の考えが伝わっていない。そういう状況を考えてみますと、放任しておくというやり方は将来の地域づくり・システム化に非常に大きな障害を残していくのでは

ないかなと思います。それじゃ、ジョイント・ベンチャーと提携を結んだらどうか、ということになる。たしかにスーパー等と取引関係を持つとか様々な情報を持っているということで、ジョイント・ベンチャーと提携関係を結ぶということは農協にとって非常に魅力的なことなんですけれど、やはりジョイント・ベンチャーは先程も述べましたように、国際的しかも国内的な状況の中で活動しているという点を考えてみますと、やはり未来永劫地域と運命共同体となるというわけにはいかないと思います。その端的な例として表の7番で、法人経営の土地利用を見ていただきたいのですが、非常に野菜に偏った、要するに輪作だとかそういったことを無視した土地利用になっているわけです。その中の1つ、ブロッコリーなんかは自分のところで作らず借地でぐるぐる回転していくんだという非常に割り切った考え方を持ったやり方をしているところもあります。いわば土地利用についても、継続性を持ってやっていけるのかどうかという面ではちょっと問題が出てくる。そういう点では当面、農協が関与することによって、生産面だとか販売面からそういったジョイント・ベンチャーに対して主体的にチェックしていく、そういった機能は提携関係を持つとしても最低限必要だろうと思います。ただ根本的には、自己の弱みをどう克服していくのか。そういう自己の問題に対して、真正面から克服していくのか、それとも回避してジョイント・ベンチャーに任せていくのかという点についていえば、先程の地域づくりに関してはジョイント・ベンチャーであれば、野菜が海外に出ていくことも勿論十分に考えられます。そういう面でやはり消費者とコンタクトをキッチリと持って、将来の野菜の需給についてお互い学習し合いながら地域の農業をつくっていく。まあそういう面からいっても、農協側が今、自らの弱みをきちんと整理した上で、広域的な関係づくりということに取り組んでいくことが必要であり、こういっ

た中で部分的には経過的なものとしてジョイント・ベンチャーとの提携関係ということはあるのではないかなと思います。

〔太田原座長〕 どうも、大変明解なお答えをしていただきましてありがとうございます。この点につきましては、富田さんからもう少し幅を広げた形で質問が出ておりますので後ほどよろしくお願います。

市川さんの報告に関しましては吉田さんのほうから3点ほど質問が出されておまして、特に全国と異なる北海道の地域性、後継者不足が即離農・地域過疎につながる。そうした中にあっての北海道的な、後継者・担い手不足という問題についてお答えしていただきたいと思います。

〔市 川〕 今、吉田さんから3点ほどコメントがありました。それから三島先生のほうから、条件緩和について検証していく必要があるのではないかというコメントをいただきました。

第1点目の担い手の問題についてですが、直接的な担い手と地域リーダーとしての担い手ということについて、多分府県の場合には地域のリーダーが担っていくと思います。そこでは、多くは借地形態で兼業農家が外で働きながらという形態が圧倒的に多いことはご指摘の通りかと思います。一方、北海道の場合は、これまでは生産現場を離れると即離村であるにとらえられてきたわけですが、最近の傾向としては借地もかなり進んでおり、なおかつ離村ではなく同じ町内に住む方も非常に増えているように思われます。そういうことも考えますと、地域のリーダーであり直接の担い手としての農業生産法人が形成されることにより、地域の構造が即崩れるという形態ではなく、勿論農協とか行政の調整機能が必要ではあると思いますが、生産の担い手である農家・営農集団・生産組織が法人化し、そこにできれば、兼業農家的

意味の担い手が労働力として必要となる局面が非常に多かろうと思います。2番目の問題とも関連しますが、特定山村で農地が余る現象が見られます。例えば、白滝村の場合では、畑作プラス野菜プラス畜産という形の法人展開が非常に多く見られまして、そうした法人が地域全体の経営耕地の半分程度を担っているという形態があります。北海道におきましても特定山村で生産の担い手が減少していく中で、農地が余っていくという局面は、いくつかの町村でみられまして、担い手が見つからないおそれのある農地はこの5年間で、100～200haあります。従いましてこのような地域では、農協が生産法人を公社的システムで支えていかざるを得ないところが相当出ると思います。農業生産法人が、農地を全部取得すると、あの方々は離村するのではなく、雇用・協力というかたちで地域に存在することは可能と考えますし、このような形でしか地域という意味で考えると農業生産法人は展開できないと思います。そうでなければ適地だけを求めて企業的な感覚で拡大していくことになると思われます。北海道と府県との違いは確かにありますが、生産の担い手が急激に減少する中で、できるだけ地域に人が存在できる形態の生産法人を形成するということになるのではないかと考えています。

それから制度上の問題で、制度と実態とがかみ合わないという問題についてですが、これは府県で注目されておりまして、実態とのズレが盛んに議論されています。今、北海道において実際問題となっている事の1つに生前一括贈与、すなわち贈与税の猶予があります。これについては、法人の場合家族経営でかつ農地を個別に継続することを想定しているため法人の構成員には猶予を認められていません。この解決方法は2つ考えられます。1つは法制度を法人にも認められるように変えることです。私も法の専門家ではないので実際に可能かどうかはわかりません。もう1つ猶予の

部分について、地域的に継続する必要がある場合には、なんらかの補償をすることです。似た問題は交換耕作を行う時にも起こります。交換耕作を行う場合には、農地がいわゆる増進法を通してきちっとやっていないので必ずしも生前一括贈与をやりたくても交換耕作をする事によって成立しない場合があります。それで、制度上やはり増進法にきちんとのせて経営委譲したのであればできるようになっております。制度上出来ないのもむしろ制度にのっけないという場合もあり、制度を見直すか、補強するか2つの方法があると考えます。

〔太田原座長〕ありがとうございました。以上でコメントに対する回答とします。では次に質問用紙に出された塩沢さんから麻田さんへの質問に移ります。

〔塩沢（専修短大）〕麻田さんの報告に「これから可能な限り規制の緩和を進める」とあります。これは現行の規制が農協の発展なり経営の成立・展開の支障となっている。だから規制を緩和していこう。こういう主旨かと思います。一般的には、先程も出ましたが新農政では食管理制度については規制緩和をなお一層進めていこうということだと思います。そこで、具体的な規制緩和の事例・内容をいくつか説明していただけたらと思います。

2番目に、今度発表される北海道の地域政策について素案の段階で各地域で検討会が開催されたとのことですが、現時点での反応を、また主要な意見やコメントを紹介していただけたらと思います。

〔太田原座長〕ありがとうございました。質問が2点にわたっておりますがお答えをお願いします。

〔麻 田〕具体的な規制緩和の内容というのは非

常に答えにくいですね。ただ、我々が現地で生産者の方と今の農業に一見魅力が見つけないのはなぜかと議論しますと次のようなことが挙げられます。例えば、米は作る量が決められ、価格も決められ、売り先も決められています。例えば、酪農家からは、「我々は良い牛乳を、品質の良い物を、麻田なら麻田と名を出して売り消費を拡大させていかなければ北海道の酪農の発展はないんじゃないか」という意見が出されます。しかし、現実には商品の背後に生産者は見えてこない。誰がつくった牛乳なのかわからないのです。しかし、そういう意見を言った酪農家の方も今は不足払いという制度に守られています。しかし、それに安住していて本当に発展の可能性はあるかということがいわれています。牛乳の問題にしても、米の問題にしても、消費者・生産者お互いに納得のいく形での流通、努力が生きていくようなシステムに検討して変えていかななくてはならないと思います。そうでなければ、農業者も農業をやることに誇りをもてなくなるでしょう。これは非常に難しい問題だと思っています。更に、野菜や花の規格の問題・肥料の価格・車検や建築基準法の問題については、コストを下げるという視点から考えてみますと見直していく必要があると思います。

次に、質問の2点目、現地の意見についていくつか挙げてみます。まず、第1点として、農業を厳しい・暗いという視点で見るのではなく、現地で一生懸命誇りを持っている農家に対する前向きな政策を打ち出すべきであるという意見がありました。2点目は生活面の問題で、東京に住むと通勤に1時間半、往復で3時間かかりこれが200日ということになれば600時間という拘束時間になります。そういう面で農村での生活スタイルを別の価値観でとらえていく必要があるのではないかと思います。それから個別に1番多かった意見としては、畜産の糞尿処理の問題と水洗トイレの問題がどこの地域からも出てきていました。また女

性からは、機械化などで全体としては労働時間は短くなってきてはいますが、野菜等が入ることにより女性の労働はどんどん増えてきています。しかし、女性の労働が適正には評価されていません。担い手・後継者を育てるのは女性であり、女性が農業の中で位置づけられ、労働に対する報酬が適切に評価され、余暇時間を色々な活動に使えるような農業になれば、担い手問題は解決出来るのではないかという話はどこの地域の女性からも聞けます。だいたいこういった意見が出されています。

〔太田原座長〕麻田さんには富田さんから規制緩和に関する質問が出されていますが、富田さんよろしくお願いします。

〔富田（地域農研）〕資料の高収益な地域農業についてのところですが、北海道の戦略作物として野菜・花きが伸びているわけですが、道の委託で花の調査をしておりましたら道南の一部を除いて花の栽培は、周年化栽培いわゆる施設に対する補助の規制措置すなわち省エネ規制のためにまことにチャチな施設で行われており、また、それでは追いつかないために自己資金で投資するという実態があります。したがって、そういう面での省エネ規制等はこれからいったいどうなるのかという危惧を持った次第でありまして、その辺りについてご意見をお願いします。

〔麻 田〕ご指摘の通り、その問題は抱えております。農家のやる気という視点からいいますと、農家の自己責任に基づいて行うことについては、邪魔をしない方向にいかなくてはならないと思いますし、国にもその辺のところを解消していただくように求めていると思っています。例えば、池田町のぶどうはこの典型的な例です。池田は積算温度からいくとぶどうは振興しては駄目な地域なわけですが、うまくいっている。だから、

我々としては上からの規制というのはできるだけ無くすように努力していきたいと思っております。

〔太田原座長〕 ありがとうございます。それでは次に吉田さんに対して、中央農試の長尾さんから農地流動化に関する質問が出されていますが、長尾さんよろしく願います。

〔長尾（道立中央農試）〕 吉田さんにお聞きしたいのですが、北空知であり、良質米地帯である北竜町ということですが、以前調査におうかがいした時には、農地を売りたい人があまりいなかったのですが、今のお話では農地は売りたい人は多いが買いたい人は少ないので土地の売れ残りがあるとお聞きしました。そのことが私どもとしましては興味がありまして、お話ではハウス1棟作った方がいいという比較を出されています。これは初めて聞くお話ですが、私どもは、農地は資産であると考えておりまして、水田農家の中には資産形成ということも合わせ、大規模化していくということが多いのですが北竜町にはそういった農家はあまりいないのでしょうか。

〔吉田（勉）〕 北竜町はむしろ農地が余っていない方だと思います。では、なぜ北竜は農地が余らないで営農しているのかといいますと、他の町村からも不思議がられているのですが、理由の1つは営農集団があるためだと思います。すなわち、集団内の誰かの農地を取得するのであれば、その土地に既に付属した施設があるので施設投資は全くゼロということになり、集団内の農地移動は非常に楽になります。一方、集団外の場合には、売手が自分の施設に清算金を支払って移動しなくてはならないわけです。例えば、米と比べた場合のメロンの収益性について申し上げます。場所にもよりますが、メロンと米の収益性を比べた場合、つまりハウスと水田を比べますと10a当たり60～

70万円も違う。1ha当たり700万円の差が出るわけです。ですから、同じ1,000万円を投資するのであれば、特産のメロンを作ったほうが良いという傾向があります。

また、北空知管内の農地の移動状況についてですが、農業委員会の資料を見る限り一時期とんでもない価格に上がったところは農地価格の下落が激しい。一時期120万円であったところが、現在60万円まで下がっています。深川の1等地では、高速道路の売買の場合を除けば60万円レベルであり70万円までいったら大変です。妹背牛も1等地で60万円、少しはズレると40万円です。それも一時期にあっては100～120万円というレベルで動いていました。したがって、売るに売れないという状況がありまして、農業委員会も手がつけられないという状況にあります。北竜町では構造改善事業が始まった時期から換地委員会が発足しました。これは農地価格についてはそこが適正価格を設定する役割を担っており、近隣が100万円を超えても最高は82～83万円ぐらいまでしか上げていませんでした。現在は最高が70万円くらいでちょっと下がっていますけれども、ここ何10年の間にそんなに大きく土地の価格が動いてはおりません。従いまして、逆に売り買いしやすい状況にあります。今、農業委員会でやっている農地銀行のようなシステムが20年以上前からあったということです。

〔太田原座長〕 それでは富田さんに再登場してもらいまして、坂本さんの報告に対する質問として、先程の佐久間さんのコメントにも関わる場所ですが、現在行われている農協合併という問題についてどういうインパクトを与えるのか。そういう主旨であったかと思いますが、少し富田さんから説明をお願いします。

〔富田〕 農協合併の問題については十勝はあまり進んでいない状況にあります。それには経済力

があるということもあるでしょう。しかし、青果物については農協間提携でやっているという流れがあると思います。それが担当者だけでなく上層部まで農協合併を考えるきっかけになり得るのかどうか。その辺についてお聞かせ下さい。

〔坂 本〕十勝では、農協合併はせいぜい同じ町村内の合併に留まっている段階であります。1町村を超えた合併となると、十勝でもそういった話はないことはありませんが、そんなには無い状況です。野菜の問題で農協合併をするという話にはならないと思います。野菜で広域的な産地が形成されたとしても、具体的には営農指導をいったいどう行いか等地域に根付いた活動が必要になってきますし、更に、農協は単なる経済的な組織体ではなく、やはり運動を行っていくという主体であります。私としては、農協間の特に販売事業の青果部門にヨコのつながりをもたせ、分離して広域的な新たな組織をつくるという形が考えられるのではないかと思います。道北青果連のような一つの組織自体で責任を持って意思決定できるものをイメージとして抱いています。

〔富 田〕その場合ホクレンとの関係はどうなりますか

〔坂 本〕実際、農協（単協）がなぜホクレンを通すかといえば、資金回収のためというふうについてよろしいのではないのでしょうか。ホクレンを通すことによって有利な価格になるとかそういったことにあまりウエイトを置いていない。だから資金回収が販売面できちんとできるのであれば、ホクレンを通さなくても済むというのが本音ではないかと思います。ただしホクレンの十勝支所では広域的な産地づくりに非常に前向きに取り組んでいますので、やはりホクレンも含め、新しい組織を構築していくことも考えていきたいと思っています。

〔太田原座長〕ありがとうございました。今まで新農政の主要な柱について、それぞれの質疑応答があったわけですが、これから自由にフロアからの質疑応答という時間をとりたいと思います。大沼さんどうぞ。

〔大沼（北海学園大）〕単純な質問で申し訳ないんですが、麻田さんの報告で、本道の農業の目指す姿として環境にやさしい高収益な農業の展開という、いわゆるクリーン農業について述べられていました。新農政の中でも持続的な農業・クリーン農業のことは出されていますけれど、コストについてはどこにも触れられていないので、そのことについてお聞かせ願いたいと思います。

〔麻 田〕環境と農業には大きく分けて2つの要素があると思います。1つは農薬とか化学肥料を減らしてやっていくクリーン農業。そういった生産サイドのものの考え方。もう1つは環境保全、農業が出す公害的な要素で負の要素の2つあると思います。前者については、今の収量水準および労働時間を維持しながら3割削減するための技術開発をすすめています。ですからこれに取り組むことによって、コスト増につながるという方向は基本的には目指していません。また、後者の家畜糞尿等の関係につきましても、直接経営コストとリンクさせておりませんで、問題意識としては、今フリーストール等で大規模化していくという酪農家の実態がある中で、酪農家が莫大な糞尿処理のコストを支払って処理できるかという点と難しいのではないかと思います。いかに将来の地域産業なり農業基盤をきちんと守っていくかという視点から「誰が」「どのように」負担すべきかは真剣に考えていかななくてはならない課題だと思います。ある時期まではいいんですけど、ある時期を越すと環境容量がパンクしますので、そういう面で

本格的に循環利用していくシステム作り・技術開発を含めてここ5年なり10年の内に確立していかなければならないと考えています。

〔大 沼〕プラスチックのゴミ処理についてはどう考えますか。

〔麻 田〕プラスチックについては我々の方で2年をかけて処理の手引きを作ってきました。現在、道内の農業関係では5,000tのプラスチックのゴミが出ます。再処理工場を作ったので、そのうち2,000tは岩見沢・三笠にある処理工場ですべて処理して利用していく方向です。問題はあと3,000tをどうするかということになります。これはコストとは関係ない話になっています。あと、酪農で使用しているプラスチックは燃やしても有毒ガスを出さないものなので、基本的には一戸一戸毎日捨てないで、各自燃やすように一応指導しているのですが、毎日燃やさない酪農家が数多くおりまして、ためこんで捨てる農家も多いようです。そうした点について今後考えていかななくてはならないと思っております。

〔太田原座長〕だいたい時間が迫ってまいりましたので、感想等でも結構ですのご意見という形でお願いします。

〔三 島〕吉田さんの報告のコメの流通面の促進についてですが、私個人としては米流通面の規制はもっと緩めていいのではないかと思います。ただ、現在集荷業者の指定制度、それから販売業者の許可制度は維持しなくてはならないと思います。それから、現行のコメの流通経費は著しく高いのではないかと。また、今年のように米不足の場合は食管による流通管理がなくなって困るのは消費者であり、特にヤミ米になると仕入れコストが高くなります。結局、割りを食うのは消費者であると

いうことになるのではないかと考えます。

〔太田原座長〕他にありますか。ありませんでしたら桃野先生にお願いしたいと思います。

〔桃野（北海学園北見大）〕私どもが新農政ということを考える場合にどのように考えたら良いのだろうか。といいますのは、今日本は世界人口の2.25%であります、世界農産物輸出可能量の20%ぐらいを輸入しています。そして国内の穀類の自給率は30%ぐらいであります。こういう段階で次の世代のために日本はいったいどのような農政をとらなければならないのでしょうか。そうしたことを考えます時に、現在は50年ぐらい前の日本の農政を引きずっているのではないのでしょうか。抜本的に改めていかななくてはならないのではないのでしょうか。世界の人々が日本の農政を見たときにさすが先進国であるという農政に直していかななくてはならないと思うわけです。日本の農業はかなり技術進歩しているけれどもそれが経済的・経営的に機能していない面が大きいのではないのでしょうか。つまり、コストについてはどうであろうか、あるいは農産物の輸入の実態についても、食糧供給サイドである農業がだまっていって見過ごして良いのでしょうか。次の世代から期待される農業として、北海道はそういったモデルの出来るところではないかと思えます。考えなければならないことは基本的な農地制度の問題と、農産物の市場に関して消費者のニーズに応えるという点であると思えます。

〔太田原座長〕ありがとうございました。それでは最後にもうひと方、東京からわざわざおいでの千葉先生に感想をお願いします。

〔千葉燎郎〕時間もあまりないので感想だけ申しますと、新農政の骨子ができて1年が経ちますが、

数字が羅列されていてそれを担う農業者、経営体という抽象的な言葉が用いられるのが1つの特色ですが、その農業者の顔がよく見えてきません。いわゆる村の姿がどうなるのかは全然見えてこないわけです。今日は北海道の農業事情に詳しい方からお話をうかがって、現場の方々に通じているというだけあって、人の顔形、村の姿というものが具体的に浮かび上がってくるような話をうかがいました。さすが北海道農業という感想を深く受けました。

〔太田原座長〕ありがとうございました。最後に私から感想を述べます。今日のテーマは新農政と北海道農業でありまして、去年は担い手問題をテーマとしましたが、今年は新農政の柱を北海道として受け止めてみようというようにテーマを解釈しまして、4人の報告者の方にご報告をいただきその後全体でご議論いただいたわけであります。その中で、麻田さんの話は新農政との整合性というものをご当然配慮されたんだと思いますけれども、むしろ言葉の端々に理想との違いが含まれていたと思います。具体的にも、新農政が何10ha以上という非常に高い目標を設定しているのに対して、北海道の新農政ビジョンの中で1haの花栽培だとか、2.5haの野菜栽培だとか、40頭の酪農というそういう面からいっても現場を納得させるような内容でありました。今、様々な形で頑張っている人達を担い手と想定していこうという姿勢が北海道にはあるのだなという感想を皆さん持ったのではないかと思います。そういう点では全国的な農政に対する要求を含んだ内容であったと思います。誰が環境のコストを負担するのかにつきましてもおそらく公共投資的なそういうことも課題になってくるのでしょうが、空想性が目立つと言われた全国版に対して実践をふまえた現実的な考えに道農政は立っているのではないかという印象を受けました。吉田さんの報告では、生産者という

立場から、新農政の中になんか含まれていたブラックボックスのようなものが指摘されていたと思います。新農政でコストダウンといっているのは、生産コストについてばかりであり1番問題になる消費者価格というものに焦点を当てた場合問題になる、消費価格というものに焦点を当てた場合問題となる、加工流通あるいは生産資材の価格のコストダウンについては何の計画もなしに専ら農業者に対してだけコストダウンといっている。それでは本当の意味での消費側が納得するようなコストダウンは実現できないのではと思われます。これはとても重要な指摘であると思いますが、その点で規制緩和ということが指摘されました。生産者側から見た規制緩和とはいったいなんだろうかという大変重要なことについて指摘されていました。規制緩和につきまして、世の中では、生活者対生産者というような意識がありました。農民も大企業もみんな生産者の中に一緒に入れて、生活者のための規制緩和という話になっています。それは大変おかしな話でありまして、やはり我々は、規制緩和というものの中身をきちんと再考すべきであります。規制と保護とは裏腹な関係にあるのだと、こここのところを間違えずに、守るべきところは守り、打破すべきところは打破するという本当に消費者が納得する規制緩和とは何かを我々はきめ細かく考えなくてはいけないということが吉田さんの報告であったと思います。それから坂本さんからは、新農政の中で言われている企業の進出・参入が始まっているという生々しい実態報告がありました。そこに出てくる商社は北海道内の産地商人ではなく全国規模の組織が北海道に進出してきているということであり、これについても北海道農業を支援するということであれば大歓迎なわけですが、おそらく全国的な戦略としては量販店の品ぞろえの完備ということを中心に目標をおいて、夏は北海道から冬はニュージーランドからというグローバルなとらえ方なのではな

いかと、そうだとすれば地域・農業側としては企業進出に対してどういう対応をするべきかという点で、坂本さんは農業側から農協の問題という形で、弱さの認識・克服が最大の課題であると強調されました。具体的にはどういう方向でやっていくのかということにつきまして、農協合併なのか、産地間の提携関係の強化なのか、あるいは専門農協化というお話も出ましたが、緊急を要する課題であると思います。きわめて実践的な問題について整理していただいたということで感謝しております。それから市川さんの報告は法人化というものについての北海道的特徴について述べられました。新農政の法人化というものを否定するのではなく、批判的に、かつ積極的に受け止めて、家族労働ではなくて法人だということではなく、家族労働とともに地域の様々な支援システムとともにやっていく法人、その法人によって農村社会が間違いなく1歩前進するような内容を持った法人として1つの展望を示していたと思います。ここでは白滝村の例が出ましたが、過疎化が進み、放置すれば農地の荒廃が進むような地域でそれを食い止めている法人の役割というようなことの一端を出していただいたということだったと思います。そういう意味では新農政が出て既に2年経ちますが、その中にあるかは別にして、北海道という非常に積極的に頑張って農業生産を守り、農業を発展させていこうという地域の実践を通して、こういう問題を考えるときに、大変豊富な我々の研究課題が出てくるのだなと感じた次第であります。

私は雇われマダムの座長でございまして、このような課題の設定・報告者の選定等は、工藤先生に企画していただいたもので、企画どうりに進めることができたか甚だ自信ありませんが、このようなすばらしい企画をしていただいた工藤先生、報告者、コメンターの方々に、そして最後まで参加していただいた会場の方々にお礼を申し上げます。